

# 令和8年度忠岡町一般廃棄物処理実施計画 (素案) について

---

令和8年3月24日

令和7年度 第1回忠岡町廃棄物減量等推進審議会 専門部会

産業住民部 生活環境課

## 一般廃棄物処理実施計画の法的な位置づけ（p1関連）

- 廃棄物処理法により、市町村には一般廃棄物の処理に関する計画「一般廃棄物処理計画」を定める義務が課せられており、同法には計画に定めるべき事項として、6つの項目が規定されています。
- 一方で、廃棄物処理法の施行規則には、「一般廃棄物処理計画」として市町村が定めるべき計画が「基本計画」と「実施計画」である旨の規定があります。
- 本町の場合、「基本計画」として「忠岡町一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月）」を策定しており、今回ご報告させていただく「令和6年度忠岡町一般廃棄物処理実施計画（素案）」は、規則に定めのある「基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画」となります。

## ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

## ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

### <一般廃棄物処理計画>

<基本計画>

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めるもの

<実施計画>

各年度の事業について定めるもの

## ② 令和7年度の実績分析（経年分析）

### ごみ種別毎の排出量（平成29年度～令和7年度）

- 一般家庭ごみについては、平成29年度から一貫して減少傾向が続いている。
- 令和5年度から令和6年度にかけて約500 t の大幅な減少があるものの、その他の年度においても200 t 程度減少している年も見られる。
- 事業系ごみについては、平成29年度から令和5年度にかけて微増傾向にあったが、令和6年度では急激な増加（900 t 以上）が見られる。
- 令和7年度は、令和6年度と比較して全体的に減少傾向にある。

### ○ ごみ種別毎の排出量（平成29年度～令和7年度）

項目			単位	実績							見込	
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口			人	17,226	17,144	17,066	16,895	16,697	16,661	16,480	16,250	16,017
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	3,443.00	3,301.00	3,107.00	3,057.00	2,949.45	2,750.97	2,603.93	2,108.42	2,100.21
		粗大ごみ	t/年	311.00	366.00	380.00	410.00	309.02	296.74	310.24	253.09	272.86
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	t/年	217.00	222.00	194.00	197.00	214.25	205.43	187.01	143.34	132.32
		ペットボトル	t/年	48.00	57.00	54.00	55.00	53.71	52.26	49.47	50.09	48.08
		その他プラ	t/年	154.00	165.00	173.00	185.00	190.35	183.96	173.43	175.39	169.10
		(小計)		419.00	444.00	421.00	437.00	458.31	441.65	409.91	368.82	349.50
	(計)		t/年	4,173.00	4,111.00	3,908.00	3,904.00	3,716.78	3,489.36	3,324.08	2,730.33	2,722.57
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	815.00	840.00	874.00	829.00	775.87	822.79	870.73	1,792.94	1,758.35
	公共施設	施設のごみ	t/年	104.00	113.00	118.00	121.00	127.29	124.18	116.16	113.48	116.64
	清掃、不法投棄	その他	t/年	224.00	200.00	216.00	191.00	194.21	185.06	190.16	153.06	184.12
	(計)		t/年	1,143.00	1,153.00	1,208.00	1,141.00	1,097.37	1,132.03	1,177.05	2,059.48	2,059.11
集団回収		古紙・古布	t/年	573.00	544.00	516.00	466.00	429.30	411.78	412.73	371.04	356.78
(総排出量)			t/年	5,889.00	5,808.00	5,632.00	5,511.00	5,243.45	5,033.17	4,913.86	5,224.40	5,138.46

## ②令和7年度の実績分析

### 令和7年度における排出量（見込値）分析（p2関連）

- 「令和6年度実績見込みを基に算出した令和7年度予測値」は、令和6年度実績見込みに対して、
  - ↳可燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・集団回収 ⇒ 人口増減と比例
  - ↳事業系ごみ ⇒ 事業所数と比例
  - ↳施設のごみ・その他 ⇒ 「減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値」と同じ値として算定した予測値。

### ○令和7年度実績値（見込み）と基本計画における予測値・目標値の比較

項目		単位	令和7年度 実績見込み	令和6年度実績見込みを 基に算出した令和7年度 予測値	減量目標等を含まない 趨勢予測値 (令和7年度)	減量効果と再資源化の 効果を見込んだ目標値 (令和7年度)	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,100.21	2,113.51	2,890.88	2,798.76
	粗大ごみ	粗大ごみ	t/年	272.86	256.25	324.55	312.37
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	t/年	132.32	143.68	190.46	188.15
		ペットボトル	t/年	48.08	51.05	48.79	48.20
		その他プラ	t/年	169.10	173.95	159.02	164.95
		（小計）	t/年	349.50	368.68	398.27	401.30
	（計）		t/年	2,722.57	2,738.44	3,613.70	3,512.43
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	1,758.35	1,766.15	811.71	799.42
	公共施設	施設のごみ	t/年	116.64	113.15	114.70	113.15
	清掃、不法投棄	その他	t/年	184.12	197.10	201.32	197.10
	（計）		t/年	2,059.11	2,076.40	1,127.73	1,109.67
集団回収	古紙・古布	t/年	356.78	395.02	403.21	455.40	
（総排出量）		t/年	5,138.46	5,209.86	5,144.64	5,077.50	

### ③ 令和8年度の一般廃棄物発生量の見込み

#### 令和8年度における発生量の見込み（p3関連）

▶ 令和8年度の予測値においても、「減量目標等を含まない趨勢予測値」及び「減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値」からの大幅な乖離が想定されることから、昨年度実施計画と同様に「令和6年度実績見込みを基に算出した予測値」を設定した。

#### ○ 令和8年度一般廃棄物の発生量（収集量）の見込み

項目		単位	令和6年度実績見込みを 基に算出した令和8年度 予測値	減量目標等を含まない 趨勢予測値 (令和8年度)	減量効果と再資源化の 効果を見込んだ目標値 (令和8年度)	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,108.40	2,868.53	2,747.22
	粗大ごみ	粗大ごみ	t/年	255.63	322.03	308.71
	資源ごみ	資源ごみ（缶・ビン）	t/年	143.33	188.99	185.95
		ペットボトル	t/年	50.92	48.41	47.64
		その他プラ	t/年	173.53	157.79	163.02
		(小計)	t/年	367.78	395.19	396.61
	(計)		t/年	2,731.81	3,585.75	3,452.54
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	1,725.15	809.09	799.39
	公共施設	施設のごみ	t/年	113.15	114.33	113.15
	清掃、不法投棄	その他	t/年	197.10	200.67	197.10
	(計)		t/年	2,035.40	1,124.09	1,109.64
集団回収	古紙・古布	t/年	394.07	395.61	464.50	
(総排出量)		t/年	5,161.28	5,105.45	5,026.68	

# ④ 一般廃棄物の処理形態

## 一般廃棄物の処理形態 (p4, 5関連)

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	一般家庭ごみ	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週2回 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)
粗大ごみ	可燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)
	不燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で選別を行い、資源再生業者へ搬入	【処理方法】 再資源化(金属類)、再資源化(プラスチック類) 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	金属類、プラスチック類は資源再生業者において資源化し、陶磁器屑等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分
事業系一般廃棄物		【形態】 許可業者※下記のとおり 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者

(種別/一般廃棄物(ごみ))(株)フジワラー、(有)伊田清掃、藤原環境(株)、(有)ショウワメンテナンス

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
資源ごみ	カン類	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化(スチール缶)、再資源化(アルミニウム缶) 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	ビン類	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	分別後、資源再生業者において資源化し、ガラスくず等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分
	ペットボトル	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 月2回 【形態】 委託 【搬入先】 減容施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 指定法人	指定法人において資源化
	プラスチック製容器包装	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 保管施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	小型電子機器	【収集方法】 拠点回収 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 認定事業者		認定事業者において資源化
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	集団回収		

## ⑤ 最終処分量の見込み

### 令和8年度における年間埋立量の見込み（p8関連）

- ▶ 一般家庭ごみ、事業系ごみ及び可燃性粗大ごみについては、三重中央開発株式会社において焼却処理を行い、その焼却残渣は焙焼処理を経て路盤材等に再利用されている。
- ▶ 一部再利用不可な焙焼残渣については最終処分場で埋立処分されているものの、微量であることから埋立量は僅少としている。
- ▶ 粗大ごみ及びビン類に由来するガラス屑及び陶磁器屑等については、令和8年度では22.6t発生する見込みであり、減容等行うことなく埋立て処分されることとなる。

### ○ 令和8年度年間埋立量の見込み

施設名	処理対象物	埋立量の見込み
三重中央開発株式会社 管理型最終処分場	一般家庭ごみ、事業系ごみに由来する焼却残渣	僅少 (4,700t/年)
	可燃性粗大ごみに由来する焼却残渣	僅少 (200t/年)
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	粗大ごみ及びビン類に由来するガラス屑及び陶磁器屑等	22.6t/年

※一般家庭ごみ、事業系ごみ及び可燃性粗大ごみに由来する焼却残渣については、焙焼処理を経て路盤材等に再利用されており、一部再利用不可な焙焼残渣については最終処分場で埋立処分されているが、微量であるため僅少と表記している。

※括弧の数値は、搬入量の見込み

※陶磁器屑等埋立量については、令和6年度実績22.0t/年と令和7年度実績見込み23.1t/年(本計画作成時点では令和8年1月までの実績値しか得られなかったことから、令和8年2月3月についても平均的に発生するものとして算出した。)から、平均により令和8年度における発生量を算出した(小数点第二位を四捨五入)。

### 排出抑制・再資源化に関する方針（p9関連）

#### ○ 一般廃棄物の排出抑制に関する方針

1. ごみの減量と資源化、負担の公平性の確保を図るため、指定ごみ袋による可燃ごみの収集を継続する。
2. 一般廃棄物の排出を抑制するため、小型電子機器の回収を行い、一般廃棄物の排出抑制及び資源の有効利用を図る。
3. 生ごみの減量化を図るため、食べきり、使いきり、水きりの3きりの啓発を行う。
4. 引き続き、事業系一般廃棄物の排出状況に関する調査を実施し、有効的な排出抑制施策の検討を行う。

#### ○ 一般廃棄物の再資源化に関する方針

1. 一般家庭ごみに含まれる紙ごみの減少に向けて、必要な調査を実施し、有効的な施策の検討を行う。
2. 紙類及び古着・古布については、集団回収助成金を引き続き継続する。
3. ビンについては、色別に選別し、資源再生業者に搬出する。
4. カンについては、アルミニウム缶とスチール缶に選別し、資源再生業者に搬出する。
5. ペットボトルについては、圧縮梱包し、指定法人に搬出するとともに、水平リサイクルの導入に向けた調査検討を行う。
6. 容器包装プラスチックについては、資源再生業者に搬出する。
7. その他プラスチックについては、資源再生業者に搬出する。
8. 粗大ごみに含まれる金属類については、資源再生業者に搬出する。
9. 小型電子機器については、回収ボックスに投函されたものを、認定事業者へ搬出する。

## ボトルtoボトルのリサイクルとは

- 現在、回収されたPETボトルは公益財団法人容器包装リサイクル協会に引き渡し、PETボトルだけでなく、繊維製品、プラスチック製品、容器包装など様々な製品にリサイクルされている。
- しかし、PETボトル以外にリサイクルされた製品は、使用後に焼却されることとなりリサイクルの輪が途絶えてしまう
- ボトルtoボトルのリサイクルでは、途切れることのない資源循環のため全てPETボトルに再生を行う



# (参考) ペットボトルのボトルtoボトルの取組み状況について

## 府下市町村におけるボトルtoボトルの取組み状況について

- 2025年現在、取組みを22市町村で実施済
- 本町においても、今後飲料メーカー等と連携協定の締結を検討中

### ■実施済市町村（22）

自治体	開始時期	方式	自治体	開始時期	方式
①大阪市	2019.10～	自治会が大阪市と連携協定を結んでいる事業者と契約、集めたペットボトルを当該事業者へ引渡し 《みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト》	⑩箕面市	2023.1～	自治体が家庭からペットボトルを回収し、連携協定に基づく指定のリサイクラーへ引渡し
②堺市	2025.4～	市で回収したペットボトルを、一般競争入札で落札した業者に対し、単価契約に基づき売払い。（「売払い後に水平リサイクルをすること」を要件として仕様書に記載）	⑪柏原市<柏羽藤組合>	2024.4～	
③豊中市 <豊中市伊丹市クリーンランド>	2024.6～	自治体が家庭からペットボトルを回収し、連携協定に基づく指定のリサイクラーへ引渡し	⑫羽曳野市<柏羽藤組合>	2024.4～	
④池田市	2024.4～		⑬高石市<泉北組合>	2024.4～	
⑤泉大津市<泉北組合>	2024.4～		⑭藤井寺市<柏羽藤組合>	2024.4～	
⑥富田林市<南河内組合>	2024.4～		⑮東大阪市<東大阪組合>	2024.4～	
⑦河内長野市	2023.4～		⑯大阪狭山市 <南河内組合>	2024.4～	
⑧大東市<東大阪組合>	2024.4～		⑰島本町	2023.5～	
⑨和泉市<泉北組合>	2024.4～		⑱豊能町<猪名川組合>	2024.6～	
			⑲能勢町<猪名川組合>	2024.6～	
		⑳太子町<南河内組合>	2024.4～		
		㉑河南町<南河内組合>	2024.4～		
		㉒千早赤阪村 <南河内組合>	2024.4～		

### ■実施予定市町（3）

※R8.1実施の「ペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトルリサイクル）実施状況調査」において「今後、実施予定」との回答があった自治体

自治体	開始予定時期	方式	自治体	開始予定時期	方式
②吹田市	2026.4	飲料メーカーと連携協定締結予定	③八尾市	未定	飲料メーカーと連携協定締結予定
			④忠岡町	未定	飲料メーカーと連携協定締結予定

## 廃食用油のリサイクルについて

- 廃棄され未活用となっていた廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）や持続可能な航空燃料（SAF）の原料として活用するもの

## ○ 回収BOXのイメージ

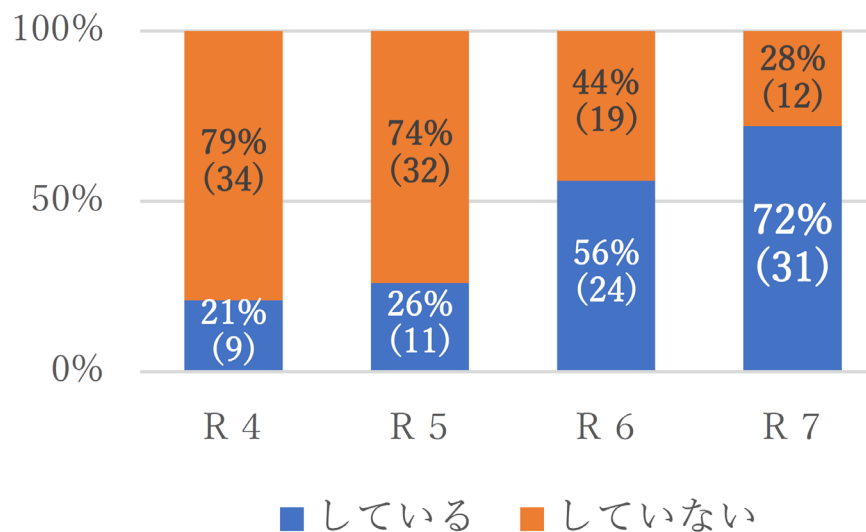


出典：和泉市HP

## 府下市町村における廃食用油の分別回収状況について

- 分別回収を行う市町村は令和6年度から急速に増加し、令和7年度では31市町村が実施している。
- また、分別回収を実施している31市町村は全て拠点回収
- 本町においても、拠点回収をベースに回収事業者等と連携協定の締結を検討中

## ○ 府下市町村における廃食用油に係る分別回収の実施有無



R 4～R 6 は年度末時点、R 7 は12月末時点の割合  
括弧内の値は自治体数